



発行 東京都

目 次

告 示

- 都市計画の変更 (都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課) 一
- 都市計画の決定 (同) 一
- 都市計画事業の認可 (都市整備局都市基盤部街路計画課) 二
- 都市計画の変更 (六件) (同) 二
- 平成十四年東京都告示第四百四十四号 (東京都建築基準法施行細則による建築工事施工計画等に添付する書類の様式) の一部改正 (都市整備局市街地建築部建築企画課) 三
- 都道の区域変更 (建設局道路管理部路政課) 三
- 規則 (教)
- 学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則 (東京都立学校の管理運営に関する規則) の一部を改正する規則 (東京都立学校の管理運営に関する規則) 三
- 政治団体の届出 (告示 (選)) 三
- 政治団体の届出事項の異動の届出 (告示 (選)) 三
- 政治団体の解散の届出 (告示 (選)) 三

公 告

- 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則 (学校職員の級別資格基準に関する規則) 一部を改正する規則 (初任給、昇格及び昇給等に関する規則) 三
- 資金管理団体の指定の届出 (規則 (人)) 九
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出 (規則 (人)) 九
- 資金管理団体でなくなつた旨の届出 (規則 (人)) 九

通 達

- 市街地再開発組合の理事長の就任 (都市整備局市街地整備部再開発課) 四

告 示

- 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正 (東京都人事委員会) 四
- 東京都告示第四十九号
都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十二条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都計画用途地域を変更したので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

東京都知事 小池 百合子

第一種中高層
住居専用地域 削除する部分
足立区中川三丁目地内

令和八年一月二十三日

東京都知事 小池 百合子

第一種住居地 追加する部分
足立区中川三丁目及び梅島三丁目
各地内足立区梅島三丁目地内
追加する部分
足立区梅島三丁目地内
削除する部分近隣商業地域 追加する部分
墨田区業平五丁目及び足立区梅島
三丁目各地内墨田区業平五丁目地内
削除する部分
墨田区業平五丁目及び足立区梅島
三丁目各地内準工業地域 追加する部分
墨田区業平五丁目及び足立区梅島
三丁目各地内墨田区業平五丁目及び足立区梅島
三丁目各地内削除する部分
墨田区業平五丁目及び足立区梅島
三丁目各地内変更する部分
足立区梅島三丁目地内東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十
二階北側) 並びに墨田区役所及び足
立区役所

関係図書の縦覧

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十
二階北側) 並びに墨田区役所及び足
立区役所

●東京都告示第五十号

- 東京都告示第五十号
都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十九条第一項の規定により東京都計画地区計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地
区計画

大崎駅東口第

4地区地区計

品川区大崎一丁目地内

二 関係図書の縦覧

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び品川区役所東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)

◎東京都告示第五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、

同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年一月二十三日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 足立区
二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助
線街路第二百五十五号線三 事業施行期間 令和八年一月二十三日から令和二十
三年三月三十一日まで

事業地 収用の部分

足立区梅島三丁目地内

四 事業地 使用の部分 なし

◎東京都告示第五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項にお

いて準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

東京都知事 小池百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都公報

◎東京都告示第五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項にお

いて準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

東京都知事 小池百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都公報

●東京都告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

東京都知事 小池百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

路	幹線街路放射	削除する部分
場所	第六号線	千代田区九段南二丁目地内
都市計画課	（東京都庁第二本庁舎十 二階北側）	東京都都市計画課
東京都計画道		東京都知事 小池百合子
東京都知事 小池百合子		東京都計画を定める土地の区域

●東京都告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

東京都知事 小池百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

路	幹線街路環状	削除する部分
場所	第八号線	北区岩淵町地内
都市計画課	（東京都庁第二本庁舎十 二階北側）	東京都都市整備局都市づくり政策部
東京都計画道		東京都知事 小池百合子
東京都知事 小池百合子		東京都計画を定める土地の区域

●東京都告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

東京都知事 小池百合子

●東京都告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

東京都知事 小池百合子

●東京都告示第五十八号

平成十四年東京都告示第四百四十四号（東京都建築基準法施行細則による建築工事施工計画等に添付する書類の様式）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十三日

東京都知事 小池百合子

様式一その二及びその三を次のように改める。

●東京都告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

東京都知事 小池百合子

その

(日本産業規格A列4番)

その3

(注意) 1 レディニミダストヨシドリード干場が複数ある場合は、干場ごとに作成する。
2 レディニミダストヨシドリード干場が複数ある場合は、干場ごとに作成する。

3 コンクリートの使用材料・施工条件・要求性能などによる種類(通常、寒中、暑

度、マスク、アレストレス、水準、水器)を記入する。

4 高強度コンクリートの場合は、 $R_c + mS_n$ のそれぞれの単位質量を()内に別途記入する。

高強度・マスク・墨中・糞中コンクリートについては必要記入欄を記入する。

（日本産業規格A判4番

(日本産業規格A列4番)

様式二の二「有効期限」や「評価対象期限」に於る、

同様式その三中「鉄骨加工業者」を「鉄骨加工工場」に、「仕様材料」を「使用材料」に改める。
様式四その一を次のように改める。

樣式 4

1.1.1.5. **耐震等級** (1.1.1.5. 地盤の震度による耐震等級の算定式) は、(1.1.1.5. 地盤の震度による耐震等級の算定式) 2. 鋼筋コンクリート構造の耐震等級を算定する場合、(1.1.1.5. 地盤の震度による耐震等級の算定式) 3. 耐震センターとは、(公財) 東京都防災・建築まちづくりセンターのことを行う。

昭46建告第110号(令第76条)関係					
実験結果	試験	判定強度	判定強度	供試体	Fq
報告書	結果	試験	判定	供試体	Fq

試験機器類 (合計)	計画		実施		うち防火センサーの試験回数(回) / %
	計画	実施	計画	実施	
計画	実施	計画	実施	計画	実施

様式四その二中

マスコソクリート	※合474 合75	q) 打設計画、コンクリートの温度、気温、養生、コンクリートの状態の確認、補修等(参考:JASS3「鉄筋間隔・あきの最小寸法」等)
柱脚	※合66 告1456	r) 露出部封閉 r) アンカーボルトの配置、定着長さ、形状、断面積、ナットの戾止め、ベース、プレートの板厚、孔径、締端距離
	s) 根巻き型 根巻き部分の高さ、RC柱主筋の本数、形状、帶筋	
	t) 埋込み部分の深さ、隅柱等の補強筋、鉄骨のかぶり厚さ	

改
め
る

様式五その一及びその二を次のように改める。

※ 高さが45mを超える建築物で密接する鋼材の板厚が25mm以上の部分又は高さが45m以下の建築物で密接する鋼材の板厚が40mmを超える部分において、鉄骨造等の工事に関する東京電設取扱規約により内質検査を必要とする場合に実施した受入検査

工事現場溶接管理技術者		氏名	資格	登録第	号	CW認定番号	号
受入検査機関名							
受入検査機関名	氏名	資格					
機器の検査員							
検査項目							
充満溶込み							
ロット構成							
抜き取り方法							
指定事項							
完全溶込み							
検査対象							
検査結果							
不具合箇所							
不具合箇所							
不具合箇所							
溶接材料							
管理方法							
入熱・バス間温度管理							
手順管理方法							
バス間温度							
結果管理							
手順管理							
検査方法							
内質検査							
ロット構成							
抜き取り方法							
結果の判定及び処置							

5. 鋼材の板厚が40mmを超
え受入検査

その2

様式六の1を次のよう改め。

様式6
その1

木工事施工結果報告書

部位	樹種	材料 (木 材)	使用材料 (木 材)	区分等級	規格の有無	通・否
土台		日根等級区分構造用材 (機械等級区分構造用材)	用種・乙種 / 1級・2級・3級 EJ - (F)	有・無	通・否	
(柱①)		日根等級区分構造用材 (機械等級区分構造用材)	用種・乙種 / 1級・2級・3級 EJ - (F)	有・無	通・否	
(柱②)		日根等級区分構造用材 (機械等級区分構造用材)	用種・乙種 / 1級・2級・3級 EJ - (F)	有・無	通・否	
(柱③)		日根等級区分構造用材 (機械等級区分構造用材)	用種・乙種 / 1級・2級・3級 EJ - (F)	有・無	通・否	
(柱・組工法)		日根等級区分構造用材 (機械等級区分構造用材)	用種・乙種 / 1級・2級・3級 EJ - (F)	有・無	通・否	
(木構架材①)		日根等級区分構造用材 (機械等級区分構造用材)	用種・乙種 / 1級・2級・3級 EJ - (F)	有・無	通・否	
(木構架材②)		日根等級区分構造用材 (機械等級区分構造用材)	用種・乙種 / 1級・2級・3級 EJ - (F)	有・無	通・否	
(木構架材③)		日根等級区分構造用材 (機械等級区分構造用材)	用種・乙種 / 1級・2級・3級 EJ - (F)	有・無	通・否	
(その他①)		日根等級区分構造用材 (機械等級区分構造用材)	用種・乙種 / 1級・2級・3級 EJ - (F)	有・無	通・否	
(その他②)		日根等級区分構造用材 (機械等級区分構造用材)	用種・乙種 / 1級・2級・3級 EJ - (F)	有・無	通・否	
(その他③)		日根等級区分構造用材 (機械等級区分構造用材)	用種・乙種 / 1級・2級・3級 EJ - (F)	有・無	通・否	
(面材①)		合板・B種構造用單板構造材	用種・乙種 / 1級・2級・3級 EJ - (F)	有・無	通・否	
(面材②)		合板・B種構造用單板構造材	用種・乙種 / 1級・2級・3級 EJ - (F)	有・無	通・否	
使用材料に関する所見						
※材料の目録等級区分要材、化粧版等の構造用集成材は該当するものを○で記入する。						
※材料の台数の記入欄には、該当するもの○(コマ)で記入する。						
※区分等級記入欄には、該当するもの○(コマ)で記入する。						
部位	樹種	材料	区分等級	寸法型式	規格の有無	通・否
		脊組工法構造用構造材 脊組工法構造用構造材	用種 / 特級・1級・3級 EJ - (F)	有・無	通・否	
		MRR特組材・MRR特組材 MRR特組材・MRR特組材	用種 / 特級・1級・3級 EJ - (F)	有・無	通・否	
		脊組工法構造用構造材 脊組工法構造用構造材	用種 / 特級・1級・3級 EJ - (F)	有・無	通・否	
		MRR特組材・MRR特組材 MRR特組材・MRR特組材	用種 / 特級・1級・3級 EJ - (F)	有・無	通・否	
		脊組工法構造用構造材 脊組工法構造用構造材	用種 / 特級・1級・3級 EJ - (F)	有・無	通・否	
		MRR特組材・MRR特組材 MRR特組材・MRR特組材	用種 / 特級・1級・3級 EJ - (F)	有・無	通・否	
		脊組工法構造用構造材 脊組工法構造用構造材	用種 / 特級・1級・3級 EJ - (F)	有・無	通・否	
		MRR特組材・MRR特組材 MRR特組材・MRR特組材	用種 / 特級・1級・3級 EJ - (F)	有・無	通・否	
		合板・B種構造用單板構造材	用種・乙種 / 1級・2級・3級 EJ - (F)	有・無	通・否	
木材(脊組工法等)						

※機械等級区分要材、化粧版等の構造用集成材は該当するものを○で記入する。
 ※材料の台数の記入欄には、該当するもの○(コマ)で記入する。
 ※区分等級記入欄には、該当するもの○(コマ)で記入する。

(注意) 1 「表の有無」は、確認用書から変更の有無を記入し、²ありの場合は、使用材料に関する所見欄にその内容のほか法適合の状況や見

解を記入し所定の手続をとる。³

2 丸太組構法、C1・C2・C3・C4の場合は、主要木材一體を別途記入する。

様式六その二中「釘」を「へぎ」に、「ネジ」を「ねじ」に、「配筋工事等の重要な項目については」を「構造上重要な項目について」に改める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

◎東京都告示第五十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年一月二十三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

東京都知事 小池百合子

一路線名 大島循環

二 変更の区間 大島町野増字下センバ四百四十二番二十一
一地内から同町野増字アジコノナホウ七
百四十五番一地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

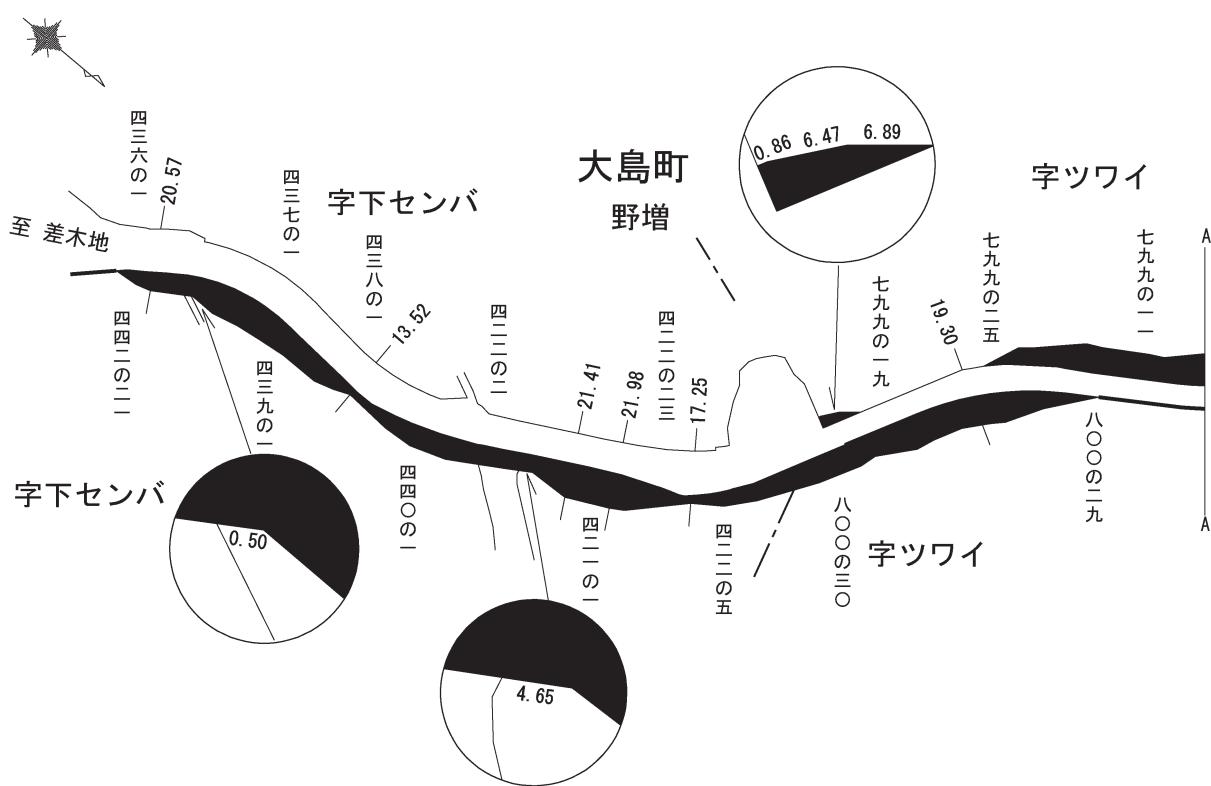
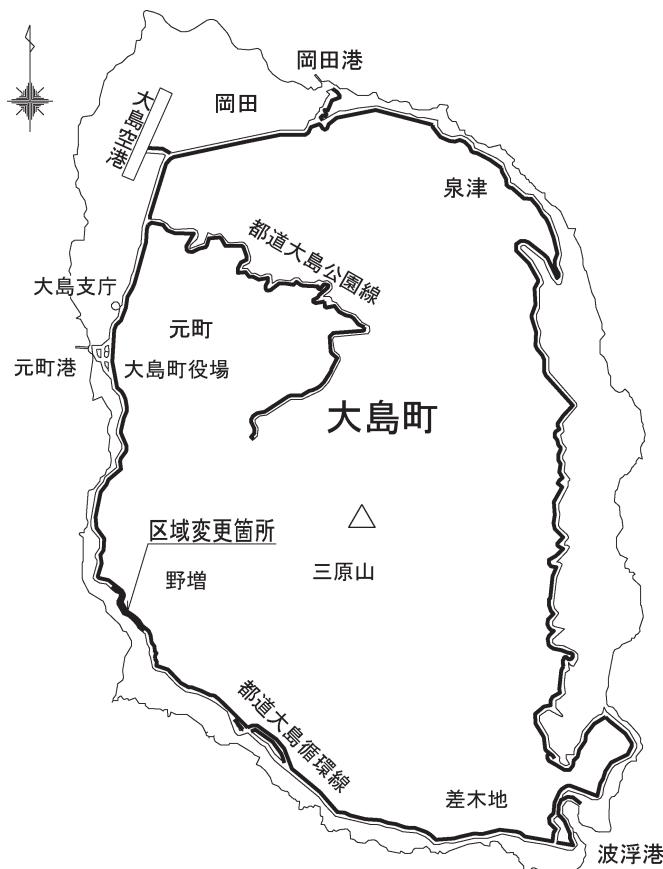
別
図

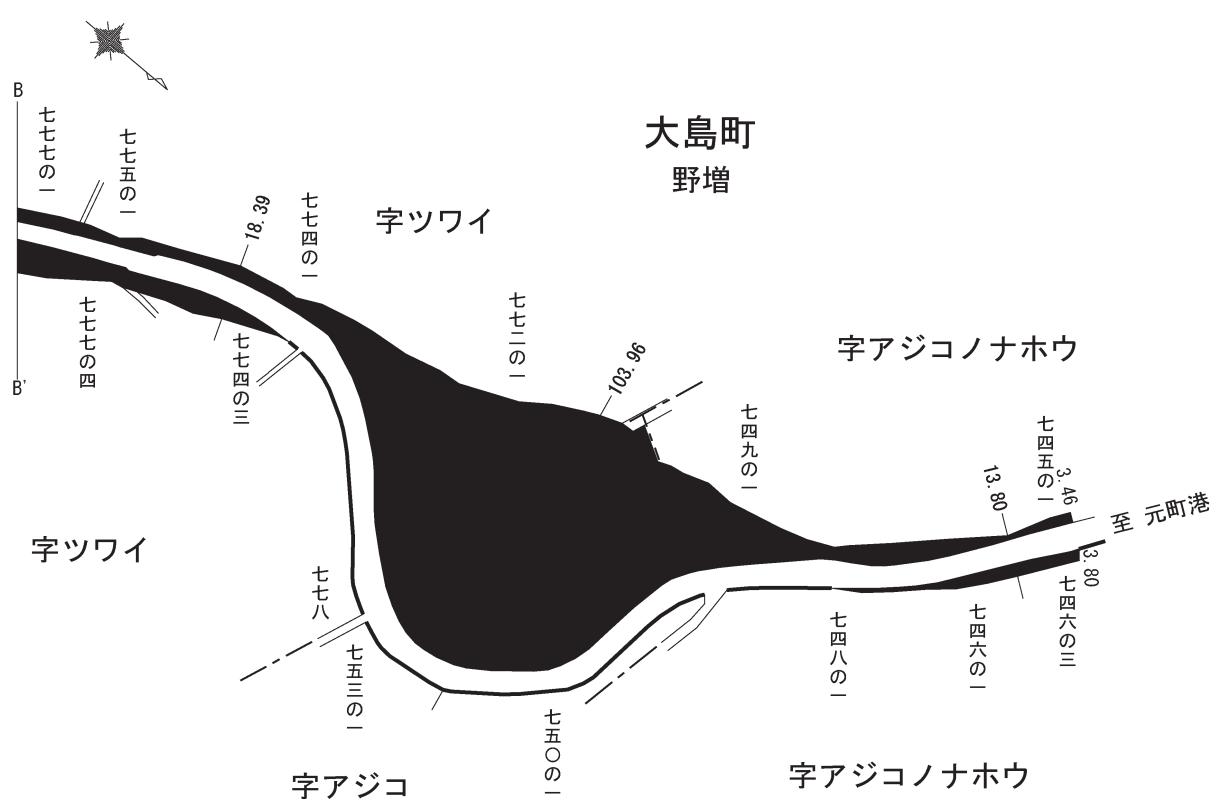
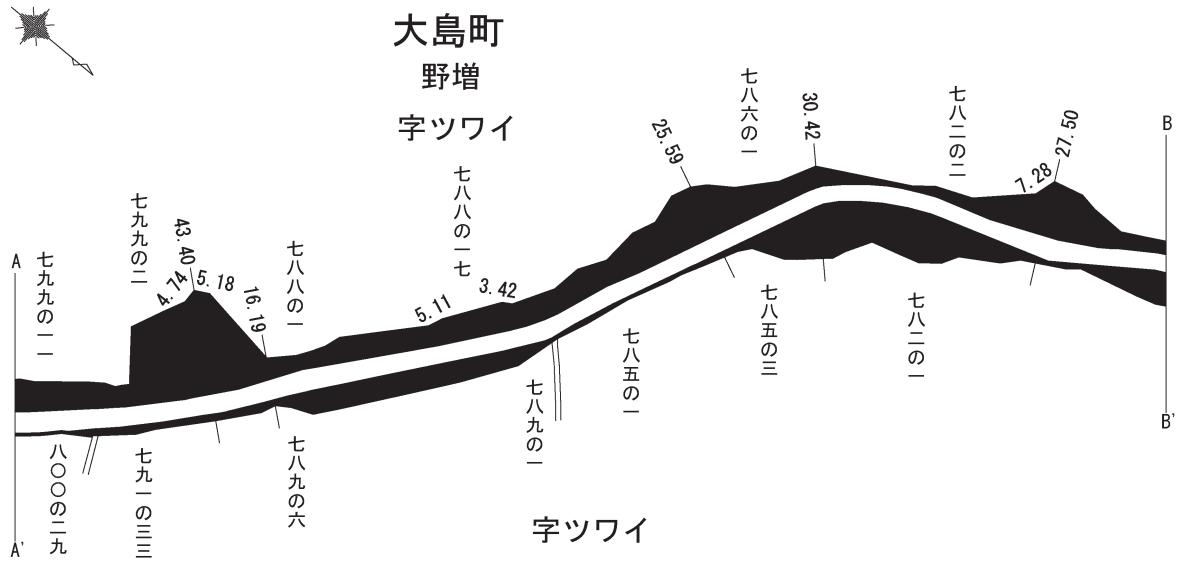
都道大島循環線区域変更略図

大島町野増地内

編 町 都

面積 延長 一、一四九・一九メートル
二〇、二八三・八九平方メートル





規則（教）

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年一月二十三日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第一号

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する

規則の一部を改正する規則

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和三十四年東京都教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して」を削り、同条第四項第一号中「人事委員会」を「東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年一月二十三日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二号

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中「特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭」を「主務教諭」に改め、の三第二項、第四項及び第六項中「生徒」とあるのは「幼児、児童及び生徒」に改める。

同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 主務教諭は、生徒の教育をつかさどり、及び命を受け

て学校の教育活動に関する教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。

第十条の三に次の四項を加える。

4 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に

関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

5 前項に規定する主務教諭の職名は、第三項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。

6 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて

学校の教育活動に教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

7 前項に規定する主務教諭の職名は、第三項の規定にかかるわらず、主任栄養教諭とする。

第十条の二中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第三十条中「並びに第十条の二第二項」を「、第十条の二第二項並びに第十条の三第二項、第四項及び第六項」に改める。

第三十八条第一項中「において」の下に「、第七条第一項中「第六十二条」とあるのは「第八十二条」と、第十条第一項中「第六十二条」とあるのは「第八十二条」と「を加え、「児童及び生徒」を「幼児、児童及び生徒」と、同条第五

項中「第六十二条」とあるのは「第八十二条」と、第十条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和八年一月二十三日

東京都選挙管理委員会

1 政党的支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党的支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)
自由民主党東京都第十一選挙区支部	下村 博文	中村 恭平	板橋区大山金井町38-12	R7. 8. 7	○ 衆議院議員

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
未来ゆうだい会	川村 雄大	大崎 順一	千代田区永田町2-1-1	R7. 8. 15	参議院議員	川村 雄大、参議院議員
山本ジョージの会	山本 謙司	山本 謙司	千代田区麹町2-5-20	R7. 8. 14	衆議院議員	山本 謙司、衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
かなざわ敏文後援会	金澤 敏文	金澤 美穂	町田市小川5-2-7	R7. 8. 25
鈴木たつし後援会	鈴木 達士	鈴木 達士	葛飾区亀有2-33-1	R7. 8. 18
世界を臨む江戸の会	田中 直子	田中 直子	西東京市保谷町4-12-20	R7. 8. 6
地域政治みえる化プロジェクト	鈴木 達郎	鈴木 達郎	江東区南砂3-14-1	R7. 8. 8
チームたぞえ麻友	田添 麻友	田添 順	目黒区中町1-7-4	R7. 8. 29
千葉さきえと歩む会	千葉 早希恵	千葉 早希恵	江東区門前仲町1-3-6	R7. 8. 13
西東京快晴の会	池亀 励二	池亀 励二	西東京市芝久保町5-13-14	R7. 8. 28
ぬのや和代後援会	布谷 和代	布谷 和代	青梅市勝沼3-141-45	R7. 8. 29
誇れる町田をつくる会	保志 真人	三井 康弘	町田市原町田6-22-15	R7. 8. 4

1 政党的支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党大田総支部	松本 洋之	代表者の氏名	松本 洋之	勝亦 聰	R7. 8. 20
公明党参議院東京選挙区第3総支部	川村 雄大	会計責任者の氏名	大崎 順一	佐藤 隆二	R7. 8. 12
公明党渋谷総支部	澤島 英隆	主たる事務所の所在地	渋谷区南平台町15-1	渋谷区富ヶ谷1-31-10	R7. 8. 1
		代表者の氏名	澤島 英隆	栗谷 順彦	R7. 8. 1
公明党港総支部	丸山 孝典	主たる事務所の所在地	港区芝浦4-21-1	港区赤坂6-7-14	R7. 8. 5
		代表者の氏名	丸山 孝典	池田 武	R7. 8. 5
		会計責任者の氏名	中根 大	丸山 孝典	R7. 8. 5
公明党目黒総支部	川原 伸昭	代表者の氏名	川原 伸昭	斎藤 泰宏	R7. 8. 5
参政党東京第28支部	鈴木 賢三	会計責任者の氏名	岡村 秀寿	渡邊 由里子	R7. 8. 10
参政党東京都城東支部連合会	浅井 和人	代表者の氏名	浅井 和人	岩本 勝幸	R7. 8. 27
自由民主党東海ときわ会東京支部	谷津 剛也	主たる事務所の所在地	港区港南1-8-27	港区港南2-1-95	R7. 8. 1
		代表者の氏名	谷津 剛也	佐藤 一哉	R7. 8. 1
		会計責任者の氏名	和知 勝之	石井 誠	R7. 8. 1
自由民主党東京都北区第十九支部	鈴木 小枝	代表者の氏名	鈴木 小枝	石川 小枝	R7. 4. 1
自由民主党東京都品川区第二十八支部	高橋 伸明	会計責任者の氏名	高橋 伸明	戸張 司	R7. 4. 12
自由民主党羽村総支部	富松 崇	会計責任者の氏名	池澤 敦	堀江 秀徳	R7. 8. 4
日本保守党東京江東支部	有本 香	主たる事務所の所在地	江東区深川2-1-6	江東区門前仲町1-11-7	R7. 6. 28

● 東京都選挙管理委員会告示第十三号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七

条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和八年一月二十三日

東京都選挙管理委員会

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
明日香と緑のなかまたち	ブラン 明日香 シャー	主たる事務所の所在地	杉並区善福寺3-11-13	杉並区善福寺1-30-9	R7. 8. 3
葛栄会	近藤 文子	代表者の氏名	近藤 文子	伊藤 正治	R7. 8. 15

			会計責任者の氏名	田嶋 きみ子	佐藤 正美	R7. 8. 15
関東電力総連政治連盟	金谷 慶國	代表者の氏名	金谷 慶國	妻木 嘉之	R7. 8. 18	
		会計責任者の氏名	須藤 達也	山之内 恵利菜	R7. 8. 18	
江東区医師政治連盟	福井 光文	会計責任者の氏名	足川 哲夫	浅川 洋	R7. 6. 10	
江東区歯科医師連盟	渡辺 広昭	会計責任者の氏名	北原 佳典	須藤 智英	R7. 7. 1	
小坂英二後援会	小坂 英二	公職の種類(第一号)	衆議院議員	参議院議員	R7. 7. 21	
		公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	小坂 英二、衆議院議員	小坂 英二、参議院議員	R7. 7. 21	
沢島ひでたか後援会	澤島 英隆	代表者の氏名	澤島 英隆	沢島 英隆	R6. 12. 20	
三階みちお励ます会	三階 道雄	会計責任者の氏名	佐藤 武男	片岡 秀夫	R7. 8. 27	
品川区民とつくる未来	新井 聰子	政治団体の名称	品川区民とつくる未来	頑張ろう!品川	R7. 8. 26	
新党こども	丸吉 孝文	主たる事務所の所在地	葛飾区東金町6-7-7	江東区豊洲5-6-56	R7. 6. 28	
鈴木まさし後援会	石塚 友宏	代表者の氏名	石塚 友宏	市沢 芳範	R5. 5. 30	
住みたい街をつくる会	館又 淳也	主たる事務所の所在地	墨田区緑4-36-6	墨田区緑4-9-1	R7. 8. 12	
平良雄大後援会	平良 雄大	主たる事務所の所在地	新宿区西新宿7-18-5	新宿区西新宿6-21-1	R7. 8. 21	
東京都医師政治連盟中野支部	宇野 真二	代表者の氏名	宇野 真二	渡邊 仁	R7. 6. 28	
東京都L.Pガス政治連盟	尾崎 義美	会計責任者の氏名	渡部 和宏	佐藤 祐司	R7. 7. 1	
東京と地方の連携を深め日本を強くする会	宜保 晴毅	主たる事務所の所在地	中野区鷺宮5-21-11	世田谷区北烏山7-13-14	R7. 8. 21	
都民ファーストの会新宿区第二支部	近藤 聖菜	主たる事務所の所在地	大田区南雪谷5-3-12	新宿区高田馬場3-37-5	R7. 8. 19	
都民ファーストの会世田谷区第二支部	高野 貴裕	主たる事務所の所在地	世田谷区成城4-21-7	世田谷区下馬5-26-21	R7. 8. 5	
都民ファーストの会高野たかひろ後援会	高野 貴裕	主たる事務所の所在地	世田谷区成城4-21-7	世田谷区下馬5-26-21	R7. 8. 5	
都民ファーストの会東京都議団	尾島 紘平	主たる事務所の所在地	練馬区平和台4-22-15	練馬区東大泉5-41-27	R7. 7. 30	
		代表者の氏名	尾島 紘平	村松 一希	R7. 7. 30	

都民ファーストの会宮本せな後援会	近藤 聖菜	主たる事務所の所在地	大田区南雪谷5-3-12	新宿区高田馬場3-37-5	R7. 8. 19	
府中から東京の未来を創る	藤岡 克義	主たる事務所の所在地	府中市宮町1-24-8	府中市宮町1-9-1	R7. 8. 15	
		代表者の氏名	藤岡 克義	篠原 定	R7. 8. 15	
松尾祐樹後援会	松尾 祐樹	主たる事務所の所在地	目黒区中町1-12-8	目黒区鷺番3-14-4	R7. 8. 12	
政を佳くする会	奥村 政佳	主たる事務所の所在地	神奈川県逗子市新宿1-2-3	千代田区永田町2-1-1	R7. 7. 29	
		会計責任者の氏名	奥村 政佳	鈴木 敏行	R7. 7. 29	
マルヨシ後援会	丸吉 孝文	主たる事務所の所在地	葛飾区東金町6-7-7	江東区豊洲5-6-56	R7. 6. 28	
緑でいこう！杉並大作戦	ブラン シャー 明日香	主たる事務所の所在地	杉並区善福寺3-11-13	杉並区善福寺1-30-9	R7. 8. 3	
武藏野税理士政治連盟	亀山 隆司	代表者の氏名	亀山 隆司	相澤 豪	R7. 6. 17	
武藏府中税理士政治連盟	高橋 直之	代表者の氏名	高橋 直之	松山 晃	R7. 6. 25	
		会計責任者の氏名	内野 幸治	山田 浩一	R7. 6. 25	
山崎勝広と大田を元気にしよう会	鈴木 満	会計責任者の氏名	山崎 仁嗣	吉畠 博正	R7. 7. 30	
豊かな狛江をつくる市民の会	矢野 裕	代表者の氏名	矢野 裕	増田 善信	R7. 6. 8	

備考 従来、東京都選挙管理委員会に届出されていた政を佳くする会及びデジタル政策研究会は、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。

●東京都選挙管理委員会告示第十四号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和八年一月二十三日

東京都選挙管理委員会

1 政党的支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日		
自由民主党東京都世田谷区第3支部	三宅 茂樹	R7.	7.	28
自由民主党東京都新宿区第三支部	秋田 一郎	R7.	8.	25
自由民主党東京都品川区第二十八支部	高橋 伸明	R7.	8.	6
自由民主党東京都江東区第三十五支部	庄野 剛志	R7.	8.	15

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日		
秋田一郎を育てる会	秋田 一郎	R7.	8.	25
いのち・くらし・平和・文化をまもる台東区民の会	寺山 邦裕	R7.	7.	30
関東弘楠会	石橋 義矩	R7.	7.	31
庄野剛志後援会	庄野 剛志	R7.	8.	15
東京佐藤のぶあき友の会	大滝 均	R7.	7.	31
東京地方本部つけ芳文後援会	太田 定良	R7.	8.	1
長橋桂一後援会	長橋 桂一	R7.	7.	31
長橋けい一を励ます会	山本 哲也	R7.	7.	31
服部良一と歩む会	金城 実	R7.	7.	31
三宅しげき太樹会	本杉 香	R7.	7.	28
宮下まこと励ます会	宮下 誠	R7.	8.	5
村上よしお後援会	村上 嘉男	R7.	8.	1
大和ゆきお後援会	大和 行男	R7.	7.	31
若松かねしげC P A元気アップ隊	黒田 克司	R7.	8.	15

● 東京都選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和八年一月二十三日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
川村 雄大	参議院議員	未来ゆうだい会	千代田区永田町2-1-1	R7. 8. 15
坂本 雅志	都議会議員	坂本まさし後援会	渋谷区富ヶ谷2-43-10	R7. 8. 25
鈴木 達郎	区議会議員	地域政治みえる化プロジェクト	江東区南砂3-14-1	R7. 8. 8
田添 麻友	都議会議員	チームたぞえ麻友	目黒区中町1-7-4	R7. 8. 29
山本 譲司	衆議院議員	山本ジョージの会	千代田区麹町2-5-20	R7. 8. 8

● 東京都選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和八年一月二十三日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
奥村 政佳	政を佳くする会	主たる事務所の所在地	神奈川県逗子市新宿1-2-3	千代田区永田町2-1-1	R7. 7. 29
小坂 英二	小坂英二後援会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	R7. 7. 21
近藤 聖菜	都民ファーストの会宮本せな後援会	主たる事務所の所在地	大田区南雪谷5-3-12	新宿区高田馬場3-3-7-5	R7. 8. 19
澤島 英隆	沢島ひでたか後援会	代表者の氏名	澤島 英隆	澤島 英隆	R6. 12. 20
平良 雄大	平良雄大後援会	主たる事務所の所在地	新宿区西新宿7-18-5	新宿区西新宿6-21-1	R7. 8. 21
高野 貴裕	都民ファーストの会高野たかひろ後援会	主たる事務所の所在地	世田谷区成城4-21-7	世田谷区下馬5-26-21	R7. 8. 5
松尾 祐樹	松尾祐樹後援会	主たる事務所の所在地	目黒区中町1-12-8	目黒区鷺番3-14-4	R7. 8. 12
丸吉 孝文	マルヨシ後援会	主たる事務所の所在地	葛飾区東金町6-7-7	江東区豊洲5-6-5-6	R7. 6. 28

●東京都選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなつた旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和八年一月二十三日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
庄野 剛志	庄野剛志後援会	R7. 8. 15
長橋 桂一	長橋桂一後援会	R7. 7. 22
宮下 誠	宮下まこと励ます会	R7. 4. 5

規則（人）

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年一月二十三日

東京都人事委員会

◎東京都人事委員会規則第一号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。第十条第二項中「人事委員会の承認を得て、」を削る。別表第四を次のように改める。

別表第4 経験年数換算表(第6条関係)

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの(常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。)	10割	
その他のもの	10割以下	在学年数(は正規の修学年数の範囲内とする。)	学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの	10割以下	
その他のもの	5割以下		

別表第5種表「における「国家公務員等、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間」又は「民間における企業体、団体等の職員としての在職期間」」又は「経験の種類欄における「国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間」又は「その他の期間」の区分中「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの」」に該当する。

別表第6種表「における「国家公務員等、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間」又は「民間における企業体、団体等の職員としての在職期間」」又は「経験の種類欄における「国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間」又は「その他の期間」の区分中「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの」」に該当する。

2 試験(選考)欄の区分が経験者の者であつて、職務の級1級の適用を受けるもののうち、職種欄の「福祉」又は「技術」の区分の適用を受け、経験年数起算表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては初任給の欄中「1級37号給」とあるのは「1級41号給」と、職種欄の「福祉」又は「技術」の区分の適用を受け、経験年数起算表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては初任給の欄中「1級37号給」とあるのは「1級45号給」とする。

別表第六備考の「1級40号給」又は「1級41号給」に該当する。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年一月二十一日

● 東京都人事委員会規則第1号

学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則
学校職員の級別資格基準に関する規則（昭和三十二年東京都人事委員会規則第三号）の一報を次のとおり改正する。
別表第三を次のとおり改める。

東京都人事委員会

別表第3 経験年数換算表（第9条関係）

経験の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
学校教員（各種学校を除く。）としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの（常時勤務に従事した者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	10割	
官公庁の職員としての在職期間又は民間における在職期間	その他のもの	10割以下	
学校における在学期間	10割以下	在学期間は、正規の修学年数の範囲とする。	
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの	10割以下	職務に従事しない期間は、経験年数10年（換算5年）を限度とする。
	その他のもの	5割以下	

附 則

の規則は、令和八年四月一日から施行する。

公 告

各 任 命 権 者 殿

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第118条第一項の規定により小山三丁目第一地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があつたので、同条第1項の規定により公出する。

令和八年一月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名
石井 和正

二 住所
品川区小山五丁目十番十一号

通 達

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について用について」の一部改正について

(昭和50年12月25日付50人委第1200号)」の一部を下記のよう改訂しましたので、令和8年1月26日以降これにより実施してください。ただし、第10条関係、第11条関係、第13条関係、級別資格基準表関係、経験年数換算表関係、別表第1関係の改正規定については、令和8年4月1日以降これにより実施してください。

記

第10条関係第4項を削る。
第11条関係第2項中「また、別表第1を適用する場合においても同様とする。例えば、職種事務に臨時的任用された場合、行政職給料表(一)初任給基準表の試験(選考)欄の「Ⅲ類」の区分とし、別表第1備考3に定める号給を初任給の加算限度号給とする。」を削る。

第13条関係第3項及び第4項を削る。
級別資格基準表関係(第4条関係)第2項中「について」を削る。

経験年数換算表関係(第6条関係)第7項を第9項とし、第6項中「経験年数換算表に定める「その他の期間」とし

7人委任第239号
令和8年1月23日

て換算し」を削り、同項を第8項とし、第5項中「その者」の経験年数を10割に換算することができる期間は、当該免許取得後その免許を必要とする職務に従事した期間に限るものとする。ただし、「」を削り、同項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項中「又は大学における夜間の学部に修学した者」を「若しくは大学における夜間の学部に修学した者又は通信教育（学校又は学校に準ずる教育機関が行うものに限る。）を受講した者」に改め、「また、各種の通信教育を受講した者」に同表を適用する場合には、同表の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」以外の区分のうち、その者の経歴の実態に応じた区分によるものとする。」を削り、同項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項中「国家公務員、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間」を「国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間」に改め、同項を第3項とし、経験年数換算表関係（第6条関係）第1項及び第2項を加える。

1 経験年数換算表の経歴の種類欄の「国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間」の区分中「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）」の区分又は「その他の期間」の区分中「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの」の区分の適用を受ける期間には、特定の所掌事務において必要とされる専門的知識や経験を活用する職務に従事した期間だけではなく、職務に役立つ汎用的な能力（例えれば、説明能力、調整能力、企画能力等が該当するものとする。）を活用して職務に従事した期間も含

まれる。

2 経験年数換算表の経歴の種類欄の「国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間」の区分中「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）」の「これに準ずる期間」とは、常時勤務に服する者以外の者であつて勤務形態等が常時勤務に服する者と類似するものとして職務に従事した期間をいう。

昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係）第2項第2号中「公益財団法人東京2025世界陸上財団又は公益財団法人東京都スポーツ文化事業団」を「公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団又は公益財団法人東京2025世界陸上財団」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第一 削除

発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一
一
一
一
代
郵便番号 163-8001定価本号
一箇月
(郵送料を含む)
六、六〇〇円
七〇円印刷所勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
○三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の
リサイクル適性を示すもの